①行事名(コース)など ②住所 ③氏名(ふりがな) ④電話またはFAX番号 ⑤「保育可」の催しで保育希望の 場合は、その旨と子どもの氏名・ ふりがな・年齢

ハガキ・ファクシミリ等の記入例

●あて先は各記事の申込先

(住所の記載がないものは、〒154-8504 世田谷4-21-27 世田谷区役所) ●往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入

●連記・重複申込不可 ●特に条件のある場合は明記します

区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27 ■ https://www.city.setagaya.lg.jp/

せたがやコール ☎03-5432-3333 ⊠HPQ 8436 M03-5432-3100

令和6年(2024年)11月1日 せたがや

😰 年末調整・確定申告に必要な社会保険料 (国民年金保険料)控除証明書を送付します

6年1~9月の間に国民年金保険料を納付した方に、10月下旬から11月上 旬にかけて順次日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明 書」が送付されます。

6年10~12月の間に本年初めて国民年金保険料を納付した方には、7年2 月に送付される予定です。

電子データでの受取りを希望する方で、10月上旬までの電子送付事前登 録の期間に手続きできなかった場合は、マイナポータルから「ねんきんネッ ト|を利用して「通知書の再交付申請|を行うことにより、電子 データで受け取ることができます。

備送付時期や電子データでの受取り方法等詳しくは、日本年金 機構のホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。 担当=国保・年金課

固ねんきんネット専用電話 ☎0570-058-555(050で始まる電話からは ☎03-6700-1144)、その他の問合せ=世田谷年金事務所 ☎6844-3871(代表) **A** 6844-3872



「"家"の終活しから始めませんか

最近、よく耳にする「終活」。そんな終活の最初の 一歩として、まずは今お住まいの家やご実家等の 「"家"の終活」から始めてみませんか。

●ガイドブック「せたがや家の終活」を発行します

「知る、準備する、対処する」の3ステップで幅広 い方々にご活用いただける内容です。

配布場所(11月中旬から配布)/総合支所地域振興課・ まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター等 ※区HPQ 3882 からもご覧になれます。



問建築安全課 ☎6432-7183 ☎6432-7987

🌇 特定健診・長寿健診の受診はお早めに

特定健診・長寿健診の受診期限は7年3月31日です。12月以降は 医療機関が混み合いますので、早めの受診をおすすめします。受診 券を紛失された方や、年度の途中に加入された方でお手元に受診券 が届いていない方は、お問い合わせください。

対特定健診=国民健康保険に加入している40~74歳の方、長寿健 診=後期高齢者医療制度に加入している方

問国保・年金課特定健診係 ☎5432-2936 四5432-3005

医療費の総額等をお知らせする 「医療費通知」をお送りします

図①国民健康保険に加入している方②後期高齢者医療制度に加入し ている方

送付時期/7年①2月上旬②1月下旬

GG通知が不要な場合は、ご連絡ください。確定申告の医療費控除に ついては、税務署にお問い合わせください。

問①国保・年金課保険給付 ☎5432-2349 ☎5432-3038 ②国保・年金課後期高齢者医療 ☎5432-2390 ☎5432-3005

加湿器によるレジオネラ症の発生を 防止しましょう

加湿器の清掃等が不十分な場合、タンク内等に生物膜(ぬめり)が 生成されます。ぬめりにレジオネラ属菌が繁殖し、加湿器の使用で 菌が放出され、吸い込むことで感染し、肺炎の危険性が生じます。

タンク内の水は毎日新しい水道水に交換し、清掃しましょう。また、 長期間使用しない場合は水を抜いて乾燥させましょう。

問世田谷保健所生活保健課 ☎5432-2905 ☎5432-3054

証明書コンビニ交付サービスをご利用ください

マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエ ンスストア等のマルチコピー機から住民票の写し、 印鑑登録証明書、課税・納税証明書、戸籍証明書を 取得することができます。

| 取得できる証明書 | 利用時間 | 手数料 |
|--|---------------------------------|--------|
| 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・納税証明書 | 午前6時30分~午後11時 | 1通200円 |
| 戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書 (いずれも世田谷区に本籍がある方) | 月〜土曜(第3土曜、祝・休日 を除く)午前9時〜午後5時 | 1通350円 |

※メンテナンス日(11月16日出)、年末年始は利用できません。

利用の際に必要なもの/マイナンバーカード

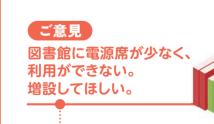
※利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)の入力が必要です。

間住民記録・戸籍課 ☎5432-2236 四5432-3077

皆さんのご意見を区政に反映していきます

区では、区長へのメールやハガキなどを通じ、区民の皆さんから寄せられたご意見やご要望を区政運営の参考にさせていただいています。

※区長へのメールは、区HPQ 7775 から投稿いただけます。区長へのハガキは、広報広聴課や総合支所地域振興課計画・相談担当(世田谷は計画調整・ 相談担当)、出張所・まちづくりセンター、図書館で配布しています。



順次閲覧席に電源を設置し、 電源が利用できる閲覧席を増設しています。



ご意見

よく利用する「おでかけひろば※」が閉場されると 聞いた。かけがえのない場所であるので、 現在の場所で存続させてほしい。

> ※おでかけひろばとは、在宅で子育てをする親子が気 軽に立ち寄れるつどいの場です。おもちゃで遊んだ り、子育て情報を共有したり、経験豊富なスタップ に育児相談もできます。

多くの利用者の存続を希望する声や、当該「おでかけひろば」を閉鎖した場合、 この地域に空白ができてしまうことを踏まえて再検討した結果、 運営を継続することとしました。



問広報広聴課 ☎5432-2014 ₩5432-3001